

令和元年第3回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和元年 9月11日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告(総務経済常任委員会)	8
6		一般質問	8
7	議案第41号	秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について	29
8	議案第42号	秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	29
9	議案第43号	秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について	30
10	議案第44号	北空知衛生センター組合を組織する市町数の減少及び北空知衛生センター組合規約の変更について	31
11	議案第45号	深川地区消防組合を組織する市町数の減少及び深川地区消防組合規約の変更について	31
12	議案第46号	深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分について	31
13	議案第47号	令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第4号)について	32
14	議案第48号	令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	34
15	議案第49号	令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	34
16	認定第1号	平成30年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	35
	認定第2号	平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	35
	認定第3号	平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	35
	認定第4号	平成30年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	35
	認定第5号	平成30年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	35
	認定第6号	平成30年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について	35
		総務経済常任委員会調査報告書	37

令和元年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和元年 9月11日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 9月11日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	尾垣義次君
会計管理者	宮武幸充君	企画課長	中野慎司君
住民課長	早川聡君	産業課長	竹内剛君
建設課長	永峰敏幸君	教育課長	笹木雄介君
農委会長	川上徳嗣君	代表監査委員	藤岡和正君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長	白木隆弘	君
書記	吉田悟	君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7番	早川正剛	君
8番	大野敬	君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

これより、令和元年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛君、8番 大野 敬君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から9月13日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第41号から第51号までの11件、及び認定第1号から第6号までの6件であります。

また議長からの付議事件として選挙第10号の1件、及び所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、町長から平成30年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員から6月・7月・8月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、収穫作業等で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。6月12日の第2回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、財政健全化法に基づく平成30年度財政健全化判断比率について、ご報告申し上げます。

本町の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、何れも収支は黒字のため発生しておらず、将来負担比率も実質的な負債を基金等の財源が上回っているため、こちらも発生しておりません。

また、実質公債費比率は平成29年度より0.1パーセント減少して7.5パーセントとなり、いずれの指標も国の定める基準を大きく下回り、健全団体といえる状況であります。詳細につきましては、お手元に配布いたしました資料をご覧くださいと存じますが、今後も適正な財政運営に努めて参る所存であります。

次に、町内で発生いたしました交通死亡事故についてご報告申し上げます。

7月22日、午前11時頃に国道233号線の南2条東2丁目付近で、車両単独による交通死亡事故が発生いたしました。この事故により、平成22

年 8 月 1 1 日から続いておりました交通事故死ゼロの記録は、3, 267 日でストップいたしました。町としましては、今回の事故を乗り越え、今後も交通安全協会や警察署等の関係機関との連携を図りながら、これまで以上に交通安全運動を積極的に取り組み、交通死亡事故に取り組んで参る所存でございます。

次に、台風 8 号から変わった温帯低気圧による大雨に対する対応と被害状況についてご報告申し上げます。

8 月 8 日夜半から降り出した雨は翌日にかけて災害級の大雨になる恐れがあることから、8 月 9 日午前零時に本町防災計画に基づき第一非常配備体制を取り、職員による情報収集に努めておりましたが、雨足が強まったこともあり、午前 1 時に災害対策本部を設置し、災害の未然防止のための体制を整えたところであります。

また、河川の増水の勢いが激しいことから、2 条及び境川排水機場のポンプを稼働し、更に、南 2 条 2 丁目付近の低地帯の洪水対策として、緊急排水ポンプ及び消防ポンプ車を追加し、内水排除に努めたところであります。対策本部では町内を巡回して、危険箇所の把握や安全確保に努めて参りましたが、午前 7 時 26 分に洪水警報が発令されたため、町内会長に情報提供と、滝の上地区に耕作地を持つ方全員に河川に近づかないようお知らせをするとともに、町民の皆さんには全町放送により注意喚起を行ったところであります。その後、9 日正午頃から雨足も弱まり、午後 7 時 35 分に洪水警報が解除となり、新たな被害がないことを確認して、災害対策本部を解散したところであります。

被害状況につきましては、幸い人的被害や家屋等に損害は見受けられませんでした。大雨により 8.2 ヘクタールの水田に冠水被害が発生いたしました。被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げます。

また、町で管理しております、東山地区の農道が一部損壊する被害が発生しており、本議会に復旧に係る予算を計上しておりますので、のち程ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、9 月 4 日に挙行いたしました開村 125 年、町制施行 60 周年、並びに綾川町姉妹町締結 40 周年記念式典について申し上げます。

式典には、名誉町民をはじめ議会議員並びに関係機関の方々、更には綾川町から前田町長様と河野議会議長様にもご臨席を賜り、盛大な中にも厳粛に

式典を挙行することができました。ご多忙中にも関わらずご出席をいただきました議員の皆様改めて感謝を申し上げます。また、式典に引き続き開催いたしました、三遊亭円楽師匠の記念講演会には、町民約300名にお越しいただき、和やかな雰囲気に入れ、盛会の内に終了することができました。

今後も町勢伸展のため町民と心をつなぐにいたしまして、この町に住んで良かった、生まれて良かったと思えるまちづくりに誠心誠意努力して参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

今年の水稲は、春先から7月末まで好天に恵まれ、作業、生育ともに順調で、平年よりも早い状況で推移していましたが、8月の低温と日照不足が影響し生育進度は多少停滞しております。空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました9月1日現在の生育状況は、平年よりも3日早く、平年と比較しますと、稈長は短く、穂長は平年並みで、穂数は6パーセント程度多くなっていますが、不稔歩合が平年よりも3パーセントほど増えております。穂揃日数は2日長く、圃場や品種により登熟にばらつきが見受けられます。

小麦に関しましては、受粉期と穂の生育期に干ばつの影響が心配されましたが、全般的に天候に恵まれたことから生育は順調に推移し、収穫作業は8月上旬に終了したところであります。生育段階で、穂発芽は無かったものの一部で赤さび病が見受けられ、品質は平年よりも良好で、タンパクの数値も平年よりも低く、10アール当たりの製品収量は6.4俵となっております。

ブロッコリーに関しましては、現在、10から14作型の収穫期を迎えていますが、6月から7月にかけての干ばつや8月の大雨など極端な天候の変化により病害、生理障害が発生し、花蕾の品質に影響を与えており、規格外品、返品が見受けられる状況であります。

今後は、15ないし18作型の収穫となりますが、気象条件がブロッコリーに適した時期となりますので、今後に期待をさせていただきたいと思っております。

花卉に関しましては、シヌアータ、シネンシス、ダリアが中心に出荷されておりますが、8月末現在の平均単価は1ケース3,681円で、昨年同期と比較し400円程度安値で取引がなされております。

北海道農政事務所が8月30日に発表いたしました、令和元年産水稲の8

月15日現在における作柄概況によりますと、北空知は106以上の良と予想されており、全国的には作付け面積の7割が平年並みかやや良の作柄と見込まれております。

生産者の皆様におかれましては、これから本格的な収穫作業が始まりますが、農作業事故等に留意され実り豊かな出来秋が迎えられるようご期待を申し上げ、農作物の生育状況及び出荷状況の報告といたします。

最後に、6月12日の第2回町議会以降の3件の工事入札結果についてご報告申し上げます。

1件目は、7月2日に執行いたしましたふれあいプラザ照明設備改修工事で、ふれあいプラザの照明93基をLED照明に改修いたします。落札者は高村電気株式会社、落札額は税込みで1,123万2,000円、落札率は95.41パーセント、工期は7月4日から9月13日までとしております。

2件目は、7月5日に執行いたしました南26号橋補修工事で、町道南2条路線の桜川に架かる南26号橋の橋桁の塗装、土台コンクリートのひび割れ補修など下部の改修を、昨年の路面、欄干等の上部改修に引き続き実施いたします。落札者は、北垣建設工業株式会社、落札額は税込み2,391万4,000円、落札率は97.97パーセント、工期は7月9日から11月20日までとしております。

3件目は、8月29日に執行いたしました秩父別町B&G海洋センター改修工事で、老朽化いたしました海洋センターの鉄骨塗装、管理棟の屋根、外壁塗装、濾過装置、ボイラーの更新などを行います。落札者は、北垣建設工業株式会社、落札額は税込み2,706万円、落札率は98.68パーセント、工期は9月2日から11月29日までとしております。

このほか7件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料を配布しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

次に教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

教育行政報告として、まず初めに外国語指導助手の招致について、ご報告

申し上げます。

7月31日まで本町の外国語指導助手として勤務されておりましたナタリー・チューさんが退任され、アメリカへ帰国されました。本町には、平成28年8月7日に着任し、3年間勤務され、小中学校での授業をはじめ、認定こども園や、ちっぷっ子英語クラブ、勤務時間外での一般町民を対象にした英会話サークルなど、様々な場所で熱心にご指導いただきました。

また、英語の指導だけでなく、とりわけ自国アメリカの風習や文化などを紹介したハロウィンの開催は、子供から大人まで楽しめるイベントとして大盛況となりました。

ナタリーさんには、本町での英語指導にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後の更なる活躍をご期待いたしております。

新たに招致いたしました外国語指導助手のカイリー・ウィンガーさんですが、アメリカ国籍の女性で、今年の5月にイリノイ州にあるミドルベリー大学を卒業されました。日本への関心が高く、茨城キリスト教大学に留学したり、静岡市や函館市でホームステイされた経験もございます。7月31日に着任しましたが、外国語指導助手として一日も早く本町の生活に慣れていただき、児童生徒をはじめ町民の皆様と親しく交流されることを期待しているところであります。

次に、令和元年度綾川町親善交流派遣事業につきまして、ご報告申し上げます。

本交流派遣事業は、昭和56年1月から旧綾南町と本町の児童生徒の交流が始まり、綾川町となった平成18年度の合併以降も親善交流を継続するなど、両町の絆を深めている事業の一つでございます。

本年度は、小学校の上杉校長を団長に、宮本委員を副団長として、児童3名、生徒4名の総勢9名で、7月23日から26日までの4日間、秩父別町の代表として綾川町を訪問いたしました。訪問中は、綾川町の子ども達と、讃岐うどんの手打ち体験をはじめ、町内の公共施設見学や、鮎のつかみ取りなど、様々な体験や施設見学、更には歴史や文化に触れるなど、両町の子ども達の一人一人の心に残る思い出になったと伺っております。ご多用の中、様々な交流事業の準備をはじめ、大変お世話いただいた綾川町教育委員会並びに関係者の方々には、心からお礼申し上げたいと存じます。

来年度は、綾川町の子ども達が本町を訪問することになっておりますが、

今年度の温かい歓迎と感謝の気持ちを忘れることなく、心のこもった交流事業にしたいと考えているところであります。

次に、キュービックコネクションで発生した事故について、ご報告申し上げます。

去る8月13日火曜日の15時55分に、キュービックコネクション北側3階から2階にかけて設置してある遊具、通称ファイヤーポールから6歳の児童が転落する事故が発生いたしました。

当時、天候は晴れていて、キュービックコネクションには多くのお子さんが遊んでおりましたが、当該児童は3階から2階に降りようとしたところ誤って転落してしまいました。転落直後には、周囲にいた一般の方が救急通報を行ったところ、その通報が消防本部に入り、ドクターヘリの出動要請に至りました。当該児童は、検査の結果、軽傷とのことから翌日には退院し、保護者とともに自宅へ帰宅いたしました。

また、先日にはその保護者の方から電話をいただきましたが、本人は夏休みを終え、元気に登校していると伺ったところであります。教育委員会といたしましても、今回の事故を重く受け止め、現在、再発防止に向けて専門家と協議を行っているところでありますが、管理体制も含め、今後とも、より一層の危機感をもって安全対策に努めて参りたいと考えております。

最後に、秩父別中学校の北海道中学校体育大会における全道大会出場について、ご報告申し上げます。

7月26日から28日まで旭川市で開催されました第50回北海道中学校陸上競技大会において、3年生の植田耀仁君が1500メートルと3000メートルに出場いたしました。結果は、どちらのレースも自己ベストに迫る好タイムを出しましたが、残念ながら予選敗退となってしまいました。全道大会まで出場した植田耀仁君は、自分の持てる力を最大限に発揮し、レースを通じて貴重な体験や交流を深めることができたと考えております。

最後に、体育大会に参加した生徒たちに熱い声援を送っていただきました保護者の皆様をはじめ、直接指導いただきました教職員の皆様、そして生徒たちを温かく見守っていただいた秩父別町の多くの方々に、この場をお借りし、心から感謝申し上げます。

以上持ちまして、教育行政報告といたします。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。 藤岡委員長。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。（なしの声）意見がないようですので所管事務調査の報告は、報告済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（寺迫君）

日程第6、一般質問を行います。

8番 大野君の発言を許します。 大野君。

8 番（大野君）

議長のお許しがありましたので、私から高齢者に対するタクシー助成のあり方について質問をいたします。

近年、道路を逆走するなど高齢者が第一当事者となる重大な事故が多発し、高齢者の運転免許自主返納を求める声が多く聞かれます。車の運転に自信のない高齢ドライバーは、事故を起こす前に運転免許証を自主返納すべきと考えますが、車がないと生活が不便であるとか、公共の乗り物が少なく生活する上で不安が残るといった理由で自主返納に応じない人が多いと聞きます。

本町では、こうした高齢者の生活の足を確保するため、平成25年から高齢者に対するタクシー助成を行っておりますが、農村地区の高齢者からは、たとえ1割負担でも市街地までタクシーで往復すると400円の負担となり、

笑学校やサロン楽笑会へも毎回参加することができないという声が聞かれます。

しかしその反面、飲酒したために車の運転ができず、この制度を利用して帰宅している人も多く見受けられます。

そこで、今後増えるであろう免許や車を持たない高齢者のために、これまでのタクシー助成のあり方について、例えば、制度の対象を75歳以上にするとか、免許や車を持たない高齢者に絞る、或いは、高齢者の負担を軽減するため利用料金の見直しを行うなど、タクシー助成制度について高齢者の生活の足を観点に、今一度、見直す必要があると思います。

町長の考えをお伺いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきますけども。

タクシーの助成事業でございますけども、高齢者の買い物の支援だとか通院などの交通手段の確保や高齢者の方の外出機会を増やして閉じこもりを防止して、毎日生きがいをもって生活していただきたいということで、平成25年度に制度を創設いたしました。

また、この事業につきまは、本町の移住定住の促進を図る上でも、町内にタクシー会社が無くなることに対する懸念からタクシー利用の拡大を図るとともに、高齢ドライバーの交通事故が相次ぐ中で、運転免許証の自主返納の促進も目的の一つとしたところであります。

事業内容といたしましては、平成25年度の当初は、対象年齢は65歳以上で半額の助成券、これを60枚交付しておりましたけども、平成27年度からは助成割合を7割に拡大いたしました。

更に、平成29年度からは年金受給年齢の引き上げに伴う、高齢世帯の経済的負担の軽減を目的に、対象年齢を満60歳以上まで引き下げ、年間交付枚数を48枚に変更し、最大9割助成へと変更をいたしました。

更に、平成30年からは年間交付枚数60枚に増やすなど、その都度、皆さんの要望に応える形で見直しを行ってきて参りました。平成30年度の実

績につきましては、交付者数は対象者が1, 191人中838人でありまして、交付の率は70.4パーセントであります。

また、実利用者数は479人で、1人当たりの利用枚数は14.6枚、1人当たりの年間助成額は、13,550円でありまして、1枚当たりの利用金額は平均で約930円となっております。

現在の事業内容に至るまでには、様々な見直しを行って参りましたが、議員のご指摘にあるように、今後も団塊の世代が高齢期を迎えることにより、本町においても高齢化が一層高くなって参るといふふうに考えられます。このことから高齢者の生活の足の確保は、ますます重要であり、タクシー助成事業につきましては、制度の見直しの必要性を認識しているところでもございます。

人生100年時代を迎えまして、60歳はまだまだ現役であろうと思っておりますことから、対象年齢の検討、更には事業を利用されない方との公平性の観点等から、一定の負担はやむを得ないものと考えているところでもありますし、助成金額、助成割合、また利用の方法なども含めてですね、来春に向けて見直しを進めて参りたいというふうに思っております。

今後も、高齢者福祉の増進を図っていく上からもですね、高齢者の生活を支える仕組みを検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

大野君。

3 番（大野君）

有難うございました。まあ、このタクシーの助成制度、町長説明ありましたとおり、まああの、高齢者の足の確保というだけに限らずですね、当時あの、タクシー会社の維持存続だとか、或いは商工振興等もあったんですかね。まあそういう理由で制度がスタートしたということは私も十分承知しているんですが、ただまあ、高齢者にだけ飲酒の帰りの足を行政が支援するのは、私如何なものかという思いは元々ありました。

またまあ、商工振興もあるんですが、高齢者に酒を飲ませてそれで飲酒の機会を増やせばですね、高齢者であるがゆえに酔った勢いで転倒して大怪我

したり、或いはその、肝硬変だとかそういう病気にもやはり考える部分もでると、まあ、そういう部分で医療費にも影響がでるのではないかという、そういう思いもやはりしております、まあどうにかこのタクシー助成制度については、やっぱり困った人に対し厚く補助していただきたいという思いから、まあ今回質問させていただいた訳でございます。

私はその行政の支援のあり方として、今後は高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるようにすることが、何よりも大切なことであると考えております。特にまあ、町長の説明ありましたように、出不精になりがちな高齢者の方々にですね、外出の機会を増やすこと、これができれば認知症だとかですね、足腰の衰えの予防、ひいては健康寿命を延ばすことになりまして、医療とか介護の掛かる費用、こういったものを、まあ、減らすことができるということで、タクシー助成制度はそういった部分で費用対効果の面で練るところがあるんでないかと思えます。

また、高齢者による交通事故、今かなり、今増えているわけでございます。本町でも死亡事故もありました。まあそういうことで、今後、その交通事故が増え続けるという状況になりますと、私も警察庁で長く法令の研究等々やってましたので、警察としては道路交通法の改正をしましてですね、高齢者の免許更新が更に難しくなるんじゃないかと、そういうふうになると思えます。まあ、結果的にそうすれば自主返納率がどんどんアップする、そうすると免許や車を持たない高齢者が多くなるということでございます。

まあ、マスコミでもですね、過疎地域における高齢者の足の確保として、乗り合いタクシーだとか、或いはデマンドバス、コミュニティバスだとかそういういろいろなものの運行形態が紹介されておりますけれども、本町で将来的に行政がどのような形で高齢者の足を考えているのかと、まあそういった部分にも関心がありましたので、今回質問させていただきました。

町長からは大変真摯な答弁をいただきました。行政には引き続き理想とする本町の交通体系、こういったものについて高齢者の方々の声を聴きながら検証、検討していただくことをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

町長。

町長（澁谷君）

有難うございました。大野議員おっしゃるように私もかねがねお酒を飲んだ後にタクシーで帰る、もちろん車で帰ったらまずいんですけども、いかななものかなとは思ってはいるんですが、その線引きがなかなか難しい、例えば、買い物をしたついでにちょっと飲んで帰ろうという方もおられますし、ですから、まず私が今考えているのは、先程申しましたように、年齢については少し上げていきたいというふうに思っております。

ただ、今じゃあ貰っている方、例えば62歳で貰っている方どうするかという問題もありますし、それから、今言われたデマンドバス、或いは乗り合いタクシー、これ私はやる気はございませんで、今うちの町の方がドアツードアでタクシー呼んだら来ますということでやってる中で、例えば、隣町のようにいろんな集落があるところはですね、それで良いんですけども、デマンドバスじゃあどこに集まるのかとか、乗り合いタクシー順番でどこから回るかとなりますと、なかなか大変なものですから、できるだけ皆さん今、家から電話してタクシー来てもらってご利用いただいているこの方法は変えずにですね、何とかその高齢の方が使いやすい方法に持っていきたいというふうに考えておまして、あの、先程答弁で申し上げましたように来春に向けて検討して参りますので、よろしく願いいたします。

3 番（大野君）

はい、よろしく願いします。

以上で終わります。

議長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、2番 金子君の発言を許します。 金子君。

2 番（金子君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。質問事項であります。交通事故防止の観点から高齢者に対する通院

に係る交通費助成をお願いしたいということでございます。

ハンドルを握るドライバーすべての方に安全運転の義務が課せられてますが、近年、加齢に伴う心身の衰えから発生したと思われる痛ましい重大な交通事故が多数報道されています。平成30年に道内で交通事故により亡くなった方の56パーセントが65歳以上の高齢者であります。

近年、前述した事故などがきっかけで、高齢者が運転免許証を自主的返納する方が増加しています。警察庁が発表している運転免許統計によりますと、75歳以上の方の免許証返納者は2018年度が42万1,000人、2017年度に引き続き40万人を超えているとのことです。

しかし、75歳以上の免許保有者の割合から見ますと全体の5.18パーセントに過ぎません。ちなみに、都道府県別の返納率を見ますと東京都が8.0パーセントで全国1位、北海道はその約2分の1、4.1パーセントで全国40位でありました。

交通の便の悪い地方では免許証を返納する、車を手放すのは大きな決断が必要であります。免許返納の動機付けを行政が支援する、これが大切ではないかと思えます。各自治体では、免許返納を促すためいろいろと工夫をしているようであります。本町でもタクシーチケットを交付し、高齢者の足として大いに活用されているところでありますが、残念ながら町内での移動に限られています。

そこで、免許証返納の契機となればとの思いで質問をさせていただきますが、町長の公約にもあります、町民の健康と老後を支える施策の充実のひとつとして、高齢者がどうしても町外の病院へ通わなきゃいけない、そういう場合にですね、交通費を助成する制度を実現していただきたいと思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

金子議員のご質問にお答えをいたしますけども、先にあの、ご質問の趣旨なんです。町外の病院に行く場合の交通費というのはタクシーという理解でよろしいでしょうか。タクシー助成という理解でよろしいですか。それを

踏まえて答弁させていただきますけども。

ええとあの、本町のですね、高齢化率がですね、平成31年4月1日現在で、41.7パーセントであります。全国平均よりも高く、まあ、いわゆる先程申しました団塊の世代、これが75歳になる後期高齢者、2025年を見据えますと、更に高齢の単身世帯や高齢の夫婦世帯が増えていくということが予想されております。

このことから、町といたしましては高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと安心して暮らし続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を図りまして、包括的に高齢者福祉施策を展開しているところであります。

現在、高齢者の足の確保対策として、高齢者のタクシー助成を実施しておりますけども、目的は高齢者の利便性の向上や経済的負担の軽減に加えまして、町内商店街の活性化、町立診療所、歯科診療所の受診率向上、閉じこもり予防対策等にも大きな役割を担うものとして事業を開始したところでもありまして、町外への移動への対象はしていないところであります。

町外の病院への通院の利用拡大につきましては、費用が嵩みますし、町の財政的負担が大きくなること、更に、仮に対象をですね、通院のみと限った場合でもですね、本当に病院だけに行ったのか、買い物のついでなのか、或いは買い物のついでに病院に行ったのか、その区別が明確でなくなかなか適否の判断が困難でありまして、適正な運用が図られないという恐れがございます。

また、地域の交通として重要な役割を担っていただいておりますJR、或いはバスの利用が減少して、更には、秩父別診療所、歯科診療所の利用促進を計っている状況を鑑みまして、町外の病院への通院の利用拡大は、様々な課題があり、現状ではできるだけ公共交通機関を利用いただきたいというふうに考えております。

まあ、しかしながら今後において、高齢者の健康と老後を支えることは重要な施策であると認識しておりますので、高齢者の生活を支える仕組みとして、町外の病院への通院に係る交通費助成など包括的に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

金子君。

2 番（金子君）

私の質問の要旨ちょっと不足していたところがありますけども、先程、町長がおっしゃったようにあの、別にあの、私タクシーで全部面倒を見ていただきたいとそういう趣旨ではございません。どうしてもですね、うちの診療所もあります、歯科診療所もあります。私もそのことは十分承知してですね、質問させていただいているんですが、どうしてもうちの診療所で見ていただけない診療科が当然ございます。それでどうしてもですね、あの、何ていうんですかね、本当は公共の交通機関使って行けば良いんでございますが、免許証を持っている方、車を保有している方、その方はやっぱり自分で行きたいのが、やっぱり正直な気持ちだと思うんです。私事で申し訳ありませんけども、うちの父もいくら言ってもですね、やっぱり手元に車があれば私に黙ってですね、病院に行ってたこともあるもんですから、ま、そういう経緯もあって今回質問をさせていただきました。

また、公共の交通機関、今朝の新聞にも留萌線の問題、新聞に載っておりました。澁谷町長の談話も拝見をさせていただきましたけども、できればですね、私は町内のタクシーチケットがありますから公共の交通機関を利用して深川、例えば、私は深川のことを想定して意見を言わせていただいているんですけども、深川にはやっぱり公共の交通機関を利用して、深川駅のエレベーターができました。

それと本町では数年前から空知中央バスに赤字補填をさせていただいております。そういう意味でですね、ま、何人利用したらこういう赤字補填が無くなるのかちょっと分かりませんが、たけどやっぱり一人、二人乗っていただくことがやっぱりその公共交通機関が持続する一つの方法ではないかなと、そういうふうに思っております。

タクシーが一番良いのかもしれませんが、そういう基本的には公共の交通機関を利用した方についてはすべて無料が宜しいかなと、それとですね、あとあの、深川駅から市立病院まで、例えば、行く場合には相当距離があります。その分はですね、本町のタクシー助成に倣ってですね、幾分かでも助成をしていただければと、そういう思いでおりますので再度ご回答をお願いしたいと思います。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

ええと、今、整理させていただきますけども、公共交通機関で町外までお越しいただくというのは同じ考えかなと思っております。そこであの、ただそのバス代、或いはJR運賃をですね、無料にするのか何割か助成するのか、それはこれから検討させていただきたいと思っておりますけども、まあ、前向きに考えさせていただきたいと。

それから、深川市内のですね、タクシーについては実はなかなか難しい問題がありまして、深川のタクシー業者とも相談しなければいけないので考えますけども、おそらく深川から旭川まで行かれる方は、おそらく深川乗換はしないで直通のバスで行っていることが多いというふうに理解しておりますので、それも合わせてもう少し検討させていただきましてあの、ただ、深川までの交通費助成については、先程、申しましたように包括的に検討して参りたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

前向きなご答弁をいただきました、大変有難うございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

以上で、金子君の質問を終わります。

次に、1番 前田君の発言を許します。 前田君。

1 番（前田君）

議長のお許しいたいただきましたので質問をさせていただきます。

あの、高齢者の自動車運転サポートの導入について澁谷町長にお伺いいた

します。

近年、高齢者による自動車のアクセルとブレーキの踏み間違えによる事故が多発しているところでもあります。最近では駐車場から出る時に踏み間違えて向かいの公園に突っ込んだり、発進時にコンビニエンスストアに突っ込む事故が起きております。

本町では60歳以上の人を対象にタクシー助成を行っておりますが、病院などの通院や買い物には自家用車を使うことが多いのではないかと考えられます。

オートマチック車に限定で限られますが、後付けができる誤発進防止システムが開発されております。痛ましい事故を減らすために補助金を設定し装備しやすい環境を作るべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきますけども。

警察庁発表の運転免許統計によりますと、平成30年末現在で、全国で運転免許を保有される方の内、75歳以上の方は563万人を超えておりまして、この数は75歳以上の人口の約3人に1人というふうに達しておりまして、今後もこれが増えるというふうに予想されております。

全国の交通死亡事故件数が減少する中にありまして、75歳以上のドライバーによる交通死亡事故の割合は上昇傾向にありまして、免許人口10万人当たりの交通死亡事故件数は、75歳未満の運転手と比較して2倍以上多く発生している状況でございます。高齢者の運転による交通事故は、加齢による動体視力の低下や瞬時に判断する力の低下といった身体機能の変化や、認知機能の低下に起因するハンドルやブレーキ操作の遅れや誤作動によるものも一因であるとされております。

こうした高齢ドライバーの特性による事故を防止するために、運転に不安を感じている高齢者の免許証の自主返納が促されておりますけども、全国的にみても公共の交通機関、これが十分にとどいてない地方に住む高齢者にとりましては、自動車は生活の足として欠かせないものであることから、なか

なか進んでいないというのが現状でございます。

国ではこうした実態を重く見まして、運転免許証の自主返納と併せまして、高齢ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術である、自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された自動車を安全運転サポート車として、その普及啓発を図ることとしております。

また、後付けの誤発進防止システムはオートマチック車限定でございますけれども、設置費用も5万円前後のものが多くて、比較的手軽に取り付けることが可能であるとお聞きしております。

以上のことから、安全運転サポート車の購入、更には後付けの誤発進防止システムの設置に対します補助制度の導入につきましては、交通安全施策、また、高齢者福祉の一環として、受益者負担のあり方や業者の選定も含めまして前向きに検討を進めて参りたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
前田君。

1 番（前田君）

今、本当に大変有難うございました。前向きな答弁、本当に嬉しく思っております。私たちがこれから5年、10年になりましたら、まあ、その歳になる訳ですので、是非ともそういう施策を進めていただきたいと思いますのでよろしくようお願い申し上げ、質問を終了とさせていただきます。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

あの、ただですね、前向きに検討はいたしますけれども、あの、業者の問題でありますとか、先程から話している免許の自主返納に相反する事例が出て参りますので、その辺と、更にはその、サポート車を買う方との、今持っていらっしゃる方、既にサポート車に乗ってる方もおられますし、そういった方の公平性も考えながらしっかり検討して考えて参りさせていただきます。

1 番（前田君）
大変有難うございます。
以上で終わります。

議 長（寺迫君）
以上で、前田君の質問を終わります。
次に、3番 眞島君の発言を許します。 眞島君。

3 番（眞島君）
議長のお許しをいただきましたので、澁谷町長に道の駅構想についてご質問をさせていただきたいと思えます。

近年、ベルパークちっぷべつ等の屋外、室内外の遊戯施設の開園に伴いまして、秩父別町への来町者が非常に増え、温泉施設及びキャンプ場等に賑わいをみせているなど、観光誘致に効果が表れているのが現状だと思っております。

また、温泉施設の他、町内の飲食店等々にも徐々に経済効果が出てきているのではないかと考えております。

そこで、一つご質問をさせていただきたいと思えますが、町民の皆様もちろん、私も関心を持ってございますけれども、温泉施設に隣接する道の駅についてですが、現在、売店とトイレのみで少し寂しさを感じるところでございますが、施設の充実を図るため新築の構想が出ていると思えますが、現在、どのような形で検討をされているのか、また、今後どのような方向でお進めになるか、町長のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）
眞島議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども。
道の駅等の周辺整備の基本構想につきましては、本年4月の第4回町議会

臨時会におきまして、本年度の行政執行方針で申し上げておりますし、更に、一般会計補正予算の審議過程におきましても、同様のご質問がございまして、今後の方向性等についてお答えをさせていただきましたが、その方針については現在も変わっておりません。

繰り返しの答えとなりますけれども、平成29年度と平成30年度の2ヶ年で整備いたしました屋内遊戯場のキッズスクエアちつくと屋外の遊戯場のキュービックコネクション、これがオープンしたことによりまして、週末や夏休み期間中はこの施設をはじめといたしまして、温泉、或いは道の駅、キャンプ場などが多くの家族連れで賑わっておりまして、交流人口の増加や地域経済の活性化、更には本町の知名度の向上にも大きく寄与しているところでございます。

その一方で、利用者が増加したことによりまして、駐車場やトイレが不足していることや、温泉の駐車場からの道路横断による歩行者の安全性の問題、また、温泉施設、道の駅の老朽化が進んでいることに加え、道の駅事業組合の皆さん撤退されまして、食事のスペースが縮小するなど大きな課題が生じております。

このことから、道の駅、ベルパーク周辺施設における新たな課題に対応するために、道の駅周辺エリアを一体的、段階的にリニューアルする計画が本年3月に策定されたところでございます。

私は3月26日に就任をさせていただきましたけれども、それからその計画を見させていただきましても、全体の概算事業費が非常に大規模であることや、全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進行する中で、今後もこの集客が継続できるのか、或いはどれだけの規模が必要なのか、ベルパーク周辺施設とどういった連携ができるのかといったことも判断をするために、1、2年程度の時間をかけて入込客数や財政状況を見極めながら今後の方向性を導き出していきたいというふうに考えております。

また、町政全般の課題につきましては、町民の皆さんの福祉対策をはじめまして、今後、多くの公共施設が老朽化により更新時期を迎えることから、住民生活に欠かせないインフラ設備の更新や老朽化している温泉施設の大規模改修等、まちづくり全体を俯瞰した中で、優先度を判断しながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

大変あの、ご丁寧なお答え有難うございます。

ただ今あの、町長のご答弁の中に、まああの、私も4月から議会の方にご出席させていただいております。4月の臨時会の時にはそれぞれ町長の構想が事業の緊急性、並びに必要性、またあの、財政とそういうようなご説明をいただきまして、聞いてるところではございますけれども、答弁の中で1、2年のうちにご検討されると、自分としては再質問等でいつごろ町長のこの、ご決断をされるのかなというのも考えてきたところでございますけれども、非常にあの、行政としてもベルパークちっぷべつ並びに消防庁舎等々のいろいろな財政面での支出が掛かったのかなというふうに思っておりますし、まあその償還もいずれ始まってくるのかなと、まあそんな中での今町長が言われました道の駅構想、かなりの金額が掛かるということも申されてございましたけれども、私もまだその内容についてはひとつも分からないわけでございますけれども、町民の皆様もそれぞれあの、賛否両論がございまして、そのようなお金を掛けていいものかとそのような私も話を聞いているところでございますので、今後とも慎重にご検討お願いしたいなと思っておりますし、そこであの、先程1、2年というようなお話をされてございましたけれども、1、2年後にまあその、着工するかしないか、そういう意味での結論を出すということでご理解してよろしいのでしょうか。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

厳しいですね。1、2年と申しましたけれども、あの構想、まあおそらく今日の決算審査特別委員会でおそらく示されると思っておりますけれども、あの構想すべてやるととんでもない金が掛かるものですから、その中で急いでやらなきゃいけない部分、或いはちょっときついなという部分が出て参りますので、

その辺も勘案していつ頃といわれましても、せめて今年、来年は見なきゃいけないと思っておりますし、何より道の駅につきましては、そのちっくる、屋内外の遊戯施設たくさん来ていただいているんですけども、人がいるのは3ヶ月だけなんです、じゃあそのあと残りの9ヶ月果たして売れるものがあるのか、或いは道の駅ほとんど町民の皆さんで使う施設でないというふうに考えておりますので、その辺を含めてですね、しっかり検討をしていきたいと、それから併せまして温泉、後ほど補正予算で審議いただきますけども、温泉の宿泊棟、或いは日帰り棟、かなり古くなっております、この温泉の改修に併せて道の駅もやっていきたいというふうに、見合うとすればですね、考えておりますので、まあ少なくともあと2年は様子を見させていただきたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

ただ今あの、町長の方からいろいろな面でまだこれから議論重ねていくというお答えをいただきました。これにつきましても、本当にあの、お金が掛かることなのでそれぞれあの、町民の皆様にもご負担を掛けるというような形になろうかと思っておりますし、まああの、観光客等々呼び込むのに必要であるのかどうかはちょっとその辺私も考えるところでございますけれども、いかんせん、今の設備では若干物足りないなというようなつもりでご質問させていただきました。

まああの、この事業につきましては先に申しあげましたけれども、町民の皆さん非常にあの、関心を持っているというふうに思っております。それぞれいろんな意見があろうと思っておりますが、どうかこれから十分検討されまして方向性を決めていただいて、この事業進めていただきたいと思います。

まあこの事業につきましては前町政の継続という形かなというふうに思われますけれども、澁谷町長がそれぞれ町長に出られる前からの目標と掲げてございます、観光の誘致並びに施設の充実ということで取り進めていくのかなというふうに思っておりますけれども、前町政に拘らず澁谷町長の優れた卓越した総力と行動力、そしてあの、決断力で今後とも澁谷町長のカラー

でこの事業を進めていっていただきたいなと思いますことをお願い申し上げます。私のご質問とさせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、4番 岡崎君の発言を許します。 岡崎君

4 番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので、保養研修施設ゆう&ゆでございますけども、この利用料金の改定につきまして町長にお伺いをさせていただきます。

保養研修施設ゆう&ゆでございますけども、これは平成2年に開設以来多くの町民や町外の人たちに利用されるとともに、本町のですね、数少ない雇用の場として非常に重要な施設となっております。周辺には現在いろんな施設が建設され、様々な目的で本町を訪れる人たちが、施設の利用者がほぼ前年度までの利用実績を現在は維持しているところでございます。これにつきましては近隣の同様の施設が非常にその、利用者の確保に苦勞しているということをお聞きしておりますので、そういった実態をみると、喜ばしいことであり、関係する人たちの日頃の努力に敬意を払うところでもございます。

しかしまああの、平成30年度の収支の結果を見させていただきますと、喜んでばかりはいられない、こういう状況ではないかというふうに思われます。一般会計ではですね、ゆう&ゆの管理運営費を約5,600万円見てございますし、昨年30年度は施設の工事費に5,400万円、それから備品の購入費に2,000万円、合計1億3,000万円程度の支出となっております。

これに対しまして、まああの、入湯税が町に入ってくるわけでございますけども、この収入が2,600万円と今年なっております、差引き1億400万円程度の赤字という形になってございます。この支出の中にはですね、2号源泉の配管設備工事の4,600万円、それから送迎用バスの2,000万円というのがありまして、この支出につきましては30年度に限る支出でございます。まあこれを差引くと実質3,800万円の赤字という形になり

ます。

この3, 800万円の赤字が大きいのか、地域の活性化だとか、雇用の場の確保、町民の憩いの場の確保などを考慮すると、まあ許容の範囲なのかというふうに考えるのは、それぞれ意見の分かれるところでないかというふうに思うところでございます。

ただ、町の財政状況を示す指数は、先程、町長の報告にございましたとおり健全な数値となっております。更なる安定を求めるにはですね、この赤字を極力少なくすることが必要なのではないかというふうに私は思うところでございます。

先の6月の定例会で貸室料金等の改定はなされまして、来年の4月から新料金が適用されることになってございます。更に、今年の10月からは消費税も10パーセントに上がります。施設の運営経費も今は消費税が8パーセントでございますので、2パーセントは必ず上昇するんじゃないかと、その分このままでは利益率が減少するということも考えられます。そうすると一般会計からの委託料も必然的に上昇させなければならないんじゃないかというふうに思われます。

まあ、そこであの、開設以来30年間見直されていないこの入館料の改定をですね、行う時期ではないかというふうに思うところでございます。まああの、近隣の公営、或いは民間を問わず同様の施設の利用料金を参考にさせていただきまして、検討はしてはというふうに考えます。

町長のお考えをお伺いたします。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

お答えをさせていただきますけども。

秩父別温泉につきましては、平成2年4月に町民の健康増進と福祉の向上、更にはまた、観光産業の振興を図ることを目的に開設いたしました。

開業以来、町民の皆さんもとより、多くの町外のお客様からも親しまれる施設としてご利用されておりまして、温泉は本町のまちづくりの拠点となる

施設として、更には地域の雇用、高齢者の憩い、町内会等のコミュニティ活動の場としても重要な役割を担っております。

温泉施設の入館料につきましてでございますけれども、当初、建設当初はですね、私担当しておったんですけれども300円を想定したんですけれども、近隣の銭湯、これが300円以上の料金だったので民業圧迫がだめだということで、行政機関の助言もありまして、入館料は大人500円に決定して開業してからもう30年、未だに変わっていないというところの状況でございます。

6月の第2回町議会定例会におきまして、温泉施設の宿泊料の値上げを行う条例改正案の提案を可決いただきましたので、来年4月からは施行いたしますけれども、入館料の改定につきましては、利用者の減少が見込まれることから見送りをさせていただいたところでございます。

現在、北空知管内の温泉施設の入館料は全て500円で運営しておりますが、平成21年4月に近隣の温泉施設が財政収支を改善のために、入館料を100円を上げまして600円といたしましたけれども、翌年度の利用者数がですね、日帰りで約11パーセント、レストランの売上げが8パーセント減少いたしましたして、期待したような増収効果は得られずに、平成25年12月のリニューアルに併せまして、また、元の500円に戻したという経緯がございます。このことから、料金改定に当たりましては、値上げによる収支と入館者数の減少も考慮した中で慎重に検討して参らなければいけないというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、温泉施設の管理運営料につきましては、10月からの消費増税に加えまして、昨今の人件費や原材料費、更には燃料費等の高騰、施設の老朽化による修繕費の増加など上昇傾向にありますことから、温泉施設の健全運営のためにも料金改定は、近い将来に向かっては必要なことであると考えております。

また、北空知管内の温泉施設は、北空知元気村スタンプラリー事業や温泉共通券の発行などで、圏域としての取り組みをしていることから、今後、北空知圏振興協議会の中でも情報交換させていただきたいというふうに考えております。

しかしですね、例えば北空知の温泉すべてが一斉に協定でもして料金改定をするとですね、独占禁止法に触れる恐れがあるものですから、その辺は自

治体の判断になって、まあ、お互いに情報交換しながら上げていくということになるかと思っておりますけれども、何とかこの温泉の健全経営の確保、更には指定管理料の削減できるという観点も踏まえてですね、入館料の改定につきましては、今後、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございました。私が町長でも同じような答弁をするんでないかなというふうに想像はしてございました。

あの、先程もお話しましたとおり、30年間この料金は値上げはされておられません。一般質問で値上げが良いんでないかっていう話をしたら、あの議員何言ってるんだ、というふうに町民の方から怒られるかもしれませんがですね、私の考えからいきますと、開設当時の平成2年には消費税が3パーセントでした。その後、平成9年には5パーセントになり、平成16年には8パーセントになり、この10月からは10パーセントになろうとしてございます。開設当初からみると消費税だけでも7パーセントが上昇してございます。この7パーセントというのはですね、あの、ゆう&ゆを運営していくためにいろんな資材が必要になって参ります。これらの、この資材費が全て7パーセント上がったというふうに考えて良いんじゃないかというふうに思います。電気、水道、光熱費、その他もろもろの資材がすべて7パーセント上がったんじゃないかというふうに思います。

ただあの、燃料はですね、原油単価の変動であるとか、円相場の上下によりまして必ずしも7パーセントとはいえないんですけども、それ以外の物はほとんど開設当初からみると物価が7パーセント上がってるんじゃないかなというふうに考えます。

それからあの、北海道の最低賃金、これにつきましてはですね、開設当時の平成2年は時給が495円だというふうに調べさせていただきました。現在の最低賃金は861円でございます。この賃金の上昇率はですね、開設当時からみると74パーセント上昇していると、ご案内のとおりゆう&ゆで働

いている方、約40名から50名いるわけですけども、これの半数がですね、パートの職員でございます。ですから当時のパートの人件費を比較してみてもですね、それだけでもまあ、74パーセントは開設当時からみると上がっているのではないかというふうに思います。

更にあの、行政職の初任給、町の職員も含まれると思うんですけども、平成元年の大卒の初任給が12万1,000円程度だったと思います。それが現在、令和元年、今年の大卒が18万円でございます。この初任給だけを見ても約1.5倍になっているということでございます。それと同じようにですね、ゆう&ゆで働く職員の人件費も開設当初からみると約50パーセント上がっていると、まあすべてがですね、開設当初からみると上がっているのは、もう30年経つんですから当たり前ですけども、それ以外にもですね、30年は経ちますと施設のいろんなところが老朽化して参ります。

先程の眞島議員の質問にもございましたとおりですね、これからはあの、リニューアルをしなければなんない、或いは後ほど補正予算にも出てくるかもしれないですけども、老朽化して改修しなければなんないという形で経費がどんどんどんどん嵩んでくるんでないかなというふうに思います。

それでまああの、30年間もですね、料金据え置きというのが本当に妥当なのか、ある程度ですね、その物価上昇、或いは諸経費の上昇等も考慮してですね、多少は上げてですね、赤字の負担を減らす方向に持っていくのか、これはあの、先程もお話しましたとおり、町民の雇用の場の確保であるとか或いは町民の憩いの場ですか、町内会の活動のいろんな拠点にもなってますし、そういうもののためには、まあ3,000万や5,000万は町の持ち出しがあっても仕方ないよ、というふうな考えにもなるかもしれませんけども、私はもうそろそろこのリニューアル構想も絡めてですね、見直しをする時期にきているのではないかなというふうに考えるところでございます。

再度町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

非常に説得力のあるご質問をいただきまして有難うございました。

ええとですねあの、この500円で統一しているのは北空知だけでありまして、南空知行くと高いところ800円、中空知で安いところは400円とかありますけども、まあ500円がまあ、まあ安い方であるのは間違いないと思っております。

ただその中でですね、あの、南空知はほとんどばらばらなものですから、それが上げた時にですね、どれだけの影響がでるのか、それもう少し検討させていただきたいと思っておりますし、実は私もですね、もし100円上げれば年間18万人のお客さんお越しいただいておりますので、それだけで1,800万増収なるのは十分理解しております、気持ち的にはやりたいというふうに思ってるんですけども、何分、やった時に他の町にお客さん流れてしまうのが一番怖いことでありまして、もう少しあの、時間いただきまして広域圏の中でですね、しっかり詰めて何とか収支を改善して参りたいというように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございます。あの、先程町長も言ってございましたけども、北空知全部がですね、同じ価格にするとこれは多分闇カルテルですね、大変なことになるんでないかというふうに思います。決して今のすべての施設がですね、同じ料金にするようなことの話し合いは多分なされないでしょうし、するべきではないというふうに考えてございます。

ただあの、今現在もですね、うちの町、他の近隣の施設から見ると利用者の数が多いんじゃないかというふうに考えてございます。100円上げたから減るのかどうかというのは私も何ともいえませんが、先程のそのリニューアル構想ですか、の中には多分温泉の改修等もしなきゃなんない部分も出てくるかと思えます。そういうことにも併せてですね、ご検討いただければということをお願い申し上げまして、私のご質問とさせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、岡崎君の質問を終わります。

午前 11 時 20 分まで休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 14 分

再 開 午前 11 時 20 分

再開をいたします。

(日程第7 議案第41号「秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第41号「秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第41号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第42号「秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第8、議案第42号「秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第42号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第43号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（寺迫君）

日程第9、議案第43号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第43号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第10 議案第44号「北空知衛生センター組合を組織する市町数の減少及び北空知衛生センター組合規約の変更について」)

議長（寺迫君）

日程第10、議案第44号「北空知衛生センター組合を組織する市町数の減少及び北空知衛生センター組合規約の変更について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第44号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者がいないと思いますので直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第11 議案第45号「深川地区消防組合を組織する市町数の減少及び深川地区消防組合規約の変更について」)

(日程第12 議案第46号「深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分について」)

議長（寺迫君）

日程第11、議案第45号「深川地区消防組合を組織する市町数の減少及び深川地区消防組合規約の変更について」、

日程第12、議案第46号「深川地区消防組合からの幌加内町脱退に伴う財産処分について」、を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第45号、第46号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者がいないと思いますので直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第46号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第13 議案第47号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第13、議案第47号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第47号に対しての質疑に入ります。 2番 金子君。

2 番（金子君）

13ページ、7款、1項、2目、委託料、保養研修施設改修設計とありますけども、先程、総務課長の説明ですと宿泊棟おとりっていうふうに伺っ

たんですけども、どのような改修を予定しているか詳細をお知らせください。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（中野君）

この委託料の内容でございますけども、宿泊棟おおとりの老朽化が著しいということで内装、おもに壁、床、天井の内装、それと外壁もひび等が入っておりますのでその補修に掛かる宿泊棟とおおとりの全般的な改修、いわゆるリフォーム的な改修を行うに当たっての設計の業務委託というふうになっております。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）
それではあの、内装と外装っていうふうに理解してよろしいですか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（中野君）

その通りでございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり可決いたしました。

(日程第14 議案第48号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第14、議案第48号「令和元年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第48号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり可決いたしました。

(日程第15 議案第49号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第15、議案第49号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案件に対しての、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第49号に対しての質疑に入ります。質疑はございません

か。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり可決いたしました。

午後1時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前12時58分

再 開 午後 1時15分

それでは再開をいたします。

(日程第16 認定第1号「平成30年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「平成30年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「平成30年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「平成30年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第16、

認定第1号「平成30年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第2号「平成30年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第3号「平成30年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第4号「平成30年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第5号「平成30年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について」、

認定第6号「平成30年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、
以上6つの案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本案件につきましては、全議員をもって構成する決算
審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することといたしたいと存じま
す。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委
員会を設置し、これに付託し、審査をいたすことに決定いたしました。

（延会宣言）

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会としたいと存じま
す。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月12日午後4時35分から本会議を再開いたしますので、定刻
までにご参集願います。ご苦勞様でございました。

延 会 午後 1時27分

令和元年9月11日

秩父別町議会議長 寺 迫 公 裕 様

総務経済常任委員会委員長 藤 岡 浩 文

委員会調査報告書

令和元年第2回定例会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第76条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

- (1) 介護保険事業について
- (2) 防災対策について

2 調査の経過

本委員会は7月31日に開催し、介護保険事業・防災対策について担当者から資料に基づき説明を受け、質疑応答により調査を実施した。

3 調査の結果及び意見

(1) 介護保険事業について

本町の人口動態は10年前の平成21年度と比べると430人減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者人口は37人ほど増加していて、後期高齢化率は5%ほど増加している。

高齢者人口（65歳以上）は平成21年度に比べると26人減ってはいるが、高齢化率については、この4月現在で41.7%となっていて5%ほど増えている。

要介護認定者数はここ10年で微増の状態を保っている。

介護サービスとしては、特別養護老人ホームをはじめとする施設系のサービス並びに訪問介護、通所介護などひととおりの介護サービスが提供できる体制が整っており、利用者が不便を感じるような状況にはないと言える。

介護保険の制度は公費と保険料で成り立っているが、65歳以上の方の介護保険料は全国的に上昇傾向にある。後期高齢者人口の増大が最大の要因で止むを得ないものではあるが、制度を健全に維持していくためにも、より効果的で広く住民に周知し多くの方に介護予防事業を実施することで、介護費用の縮減を図ることに繋がることを望む。

最後に利用者の意向を汲み取り、現状のサービスレベルを落とすことなく、町民のさらなる福祉向上に努めるよう望むものである。

(2) 防災対策について

平成29年に全戸配布された「防災マップ」は、千年に1回の確率とされる「3日間総雨量」が361mmを超えた際の浸水被害状況を想定したもので、緊急避難場所や避難所が図示されており、加えて家族の緊急連絡先の情報も記載できるなど、各家庭で常備するよう工夫がされている。

このマップは大雨災害に特化したものであるが、地震など大雨以外の災害時には、避難経路等も変わるので、そういった情報についてもこれまでの広報誌以外の方法で周知するなど、災害時の町民の速やかな避難に繋がるようさらに工夫を重ねてほしい。

災害時に活用する備蓄品については、いくら揃えても充分とは言えないが、避難所にあっては災害で車両の通行ができずに必要な物資が確保できないケースなども想定して、備蓄する品目や量について検討をしてほしい。また、食料品の備蓄については、消費期限が切れる前に入れ替えを行っているようだが、食品ロスがなるべく出ないように計画的に整備し、併せて防災訓練や学校の避難訓練等に有効利用することも検討してはどうかと思われる。

また、特に防災拠点となる役場には自家発電装置を備えるべきであると考え。整備には多額の費用を要することは理解するが、町全体の防災体制の整備の中で計画的に整備をすることが望ましいと考える。

上下水道等のライフラインが途絶えることは、住民の生死にもかかわることである。ライフラインの維持復旧は最優先で行われなければならないが、そのために必要となる物資や機器等について、平素から手配するなど準備を怠りなくしておく必要がある。

自主防災組織については、新たに組織するのではなく、町内会等の既存組織を活用して立ち上げたいと説明があった。住民が助け合って速やかに

避難をする「共助」は災害発生時などの非常時には、大きな力になる。そのためには住民による有効な協力体制を整備することが必要であるので、早急にモデル地区を設定するなど取り組みを進めていただきたい。